

平成 29 年度 第 2 回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 要旨

日時：平成 29 年 10 月 13 日（金）18：00～20：00

場所：鎌倉市役所第 4 分庁舎 2 階 822AB 会議室

1. 議事

（1）市政 e-モニターアンケート結果について

事務局より、資料 1 「市政 e-モニターアンケート最終結果」に基づき、説明。

委員からの意見等

- ・アンケートに答えた市政モニターは、障害者の定義をどう考えているのか。
→（事務局）障害者の定義は回答する方によって多少の違いがある。
- ・市、県や国はどのような線引きをしているのか。
→・厚生労働省の「障害者白書」では、身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数は障害者手帳を取得している人数としている。医学的な実態数はもっといるが、障害者手帳の取得の有無が障害者の定義と判断して良いかと思う。
- ・障害者のサービス支給決定は、手帳を取得していなくてもできるようになっている。手帳、障害区分や年金の中でも指標や区分があり、それぞれ対応されている。
- ・今後のアンケートは“障害”の定義をある程度はっきりとさせて行う方がいいか、受け取った人の個人的感覚で答えてもらう方がいいかについて考えるべき。
- ・一般市民一人ひとりの持っているイメージが違い、回答にばらつきがあるため、何のために質問するのが重要である。
- ・障害者福祉計画推進状況報告書のアンケートの中でも厳しい意見があると思う。それらの結果も加味しながら、この推進委員会の中で計画策定において鎌倉市の重点施策や具体的な取組としてどう反映していくのか考えていきたい。
- ・質問 1 「あなたは、障害のある方とどのような関わりを持ったことがありますか。」（複数回答可）に対し、「8. 障害のある方と関わりを持つ機会がない」24 名とあるが、単純に回答した 138 名のうち 24 名がそう回答したという解釈で良いか。
→（事務局）その他の選択肢は障害者と何らかの関わりがある方なので、24 名はこの選択肢のみに回答している可能性が高いと思う。
- ・年代別の把握はなく、ウェブ上にも出ていないのか。また、募集はしているのか。他のアンケートと比較し、回答者の属性に特徴的なことがあれば教えてほしい。
→（事務局）e-モニターアンケートはこれまで 37 回、色々なテーマで行ってきているが、これまで障害者福祉のテーマで属性の比較はしてきていない。今回の回答から傾向を見たい。
- ・今後、属性の違いなどを含めて取り組む必要があると思う。
- ・e-モニターアンケートは抽出せず、応募したモニターの登録者がパソコン上でアンケートに回答するということか。年代別や職種で福祉に対する考え方が変わってくるのでそれぞれの登録者数と回答数を出して全体を示してほしい。
→（事務局）モニター登録者に様々なテーマのアンケートを配信し、回答をお願いしている。モニターの資格者は満 16 歳以上の当市在住、在勤、在学の方となっている。

(2) 障害者福祉計画素案について

事務局より、資料2-1「鎌倉市障害者福祉計画の構成・体系（案）について」、資料2-2「計画の考え方について」、資料2-3「将来目標実現に向けての基本的視点（案）」、資料2-4「重点施策（案）」、資料2-5「施策の7つの柱（案）」、資料3-1「鎌倉市障害者基本計画素案」、資料3-2「鎌倉市障害者サービス計画素案」に基づき、説明。

◎鎌倉市障害者基本計画について

委員からの意見等

- ・就労について、P.27 表の2 番目に「就労支援センター事業について検討します」とあるが、就労支援センターを設置するということか。
→（事務局）将来的にその様になった際、どのような機能を設けたら良いか、どこの事業所に委託するかということが今後の検討課題である。
- ・就労定着支援について国の方針がまだ出ていないが、鎌倉市は就労定着支援を行っていないので、「就労移行支援事業所等の連携により、定着を推進します。」と表現を変えるべき。
- ・国の動向を踏まえ、具体的な記述について検討していくとよいのでは。
- ・「第3期鎌倉市障害者基本計画」の基本的な視点はどのような形になるか。
→「第2期鎌倉市障害者基本計画」から少し整理をしている。前回あったノーマライゼーション、クオリティオブライフ（QOL）は、この6年間で社会に浸透し、そのもう一歩先にというニュアンスが含まれている。
- ・国は就労定着支援により取り組んだ事業所に報酬を出す検討をしているが、障害の重い方は一般就労や障害者雇用で働くことが難しく、自分の力に応じて仕事ができるということが大切である。そういった方々のがんばりや仕事をどう保障していくかが大きな課題になってくると思う。就労定着支援を進める一方で就労継続支援B型の既存サービスの質が落ちてしまわないか注目しないといけない。また、厚生労働省は障害者だけではなく、子ども、高齢者、生活困窮の方を地域全体で支えていこうと「我が事・丸ごと」というスローガンを掲げ、地域包括ケアの仕組みづくりを検討している。障害分野だけではなく、地域がどう支え合っていくかという視点をこの障害者基本計画にどのように入れようと検討をしているのか。
→（事務局）地域における共生については、来年度に市が地域福祉計画、鎌倉市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を改定する中で、どう取り組んでいくかを検討する予定である。全国的にも同様に改定する市町村があると思うので、全国的な動きを見ながら考えていく。
- ・就労継続支援A型及びB型に入れない重度障害を持つ障害児の保護者は高校を卒業した後どうするかを心配している。生活介護に一旦入ったらお世話になり続けるしかないという現状にも目を向けてほしいという声や移動支援において通学の援助を認めてほしいという声がある。
- ・国では今後就労継続支援A型・B型を7段階に分け、報酬を出すということだが、報酬が減ると維持管理、運営ができるのか心配である。
- ・当事者が置き去りにされる支援が展開されると予想される。今回の障害者基本計画の中では、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」が非常に大事になる。

- ・小児慢性特定疾患のお子さんが放課後児童クラブを利用するには医師の診断書が必要だが、障害児の診断やそれらに関わることでできる医師、医療機関が鎌倉市には少ないということがいずれ大きな壁になるのでは。
- （事務局）鎌倉市内には限られているが、発達障害のお子さんの診断をしている近隣市のクリニックを紹介してもらっている。また、鎌倉市では発達支援室へ医療相談に来ている神奈川県小児療育支援センターの医師に紹介状を書いてもらっている。
- ・医療については主治医を地域に置くという流れがあるが、鎌倉市に限らず、中心になってくれるような医療機関がないのが現状である。近隣市の状況を見ながら、鎌倉市でも医療機関のバックアップが出来るような流れができるとよい。放課後等デイサービスの利用者が卒業して福祉事業所に通うようになった時、夕方をどう過ごすかという問題に対して、鎌倉市でバックアップする考えがあれば教えてほしい。
- （事務局）障害者支援協議会からの提言にもあり、課題として認識している。市内には日中一時支援サービスがほとんどないため、拡充していく方向である。

◎鎌倉市障害者サービス計画について

委員からの意見等

- ・鎌倉市には地域活動支援センターがあり、契約をしなくても一時利用ができる。このまうまう活かしてほしい。
- ・契約に縛られてしまい、当事者本意ではなく、サービスを維持するために一生懸命になってしまふことがあるが、その隙間を埋める役割の地域活動支援センターを鎌倉市に残してほしい。
- （事務局）地域活動支援センターは大切な施設だと認識している。これについては、「鎌倉市障害者基本計画」P.23「日中活動支援の充実」に書いている。
- ・医療については地域だけで対応するのが難しいため、神奈川県でいくつかのブロックに分け、対応していかななくてはと思う。地域の歯科医師会もしくは医師会が頑張らなくてはいけない。
- ・「鎌倉市障害者サービス計画」P.23「短期入所の医療型」の平成27年度実績が0人になっているが、誤りではないか。
- （事務局）誤りである。修正する。

（3）今後の予定について

事務局より、資料4「鎌倉市障害者福祉計画策定スケジュール」に基づき、説明。

- ・平成29年10月24日（火）に第1部障害者支援協議会の全体会、第2部障害者支援協議会の委員との計画策定に関する意見交換会の開催を予定。
- ・11月上旬 計画策定に関して障害者団体との意見交換会
- ・11月下旬 障害者福祉計画推進会議、推進委員会
- ・12月 パブリックコメント

（事務局）次回の障害者福祉計画推進会議では、今回入っていなかった数字の部分や文章を精査して素案を示したい。

(4) その他

委員からの意見等

- ・国の考え方や色々な制度が核になる。障害者とくくるのもひとつの考え方ではあるが、地域全体で考えることが差別をなくすという意味ではとても重要では。
- ・障害者福祉を多くの人たちに知ってもらうために、用語集などをつけてわかりやすく伝えるべき。
- ・アンケートの中で福祉教育を充実させるという意見の割合が高かったが、この計画は学校で福祉への理解を深めることにも使えると思う。将来目標の中で、「障害がある人もない人もだれもが一生にわたり…」という目標がわかりやすく掲げられているが、基本的視点からは難しい言葉が使われているのでもう少しわかりやすく書くほうが良い。
- ・アンケート結果も含め、市民が差別することなく、地域で共生していくことが大事。精神障害者の就労に関しては、地域移行は非常に難しい。利用者本人の生活全体のケアをしながら就労をサポートすることが重要であるが、事業所が利用者をサポートすることより事業所の評価ばかりを気にするのではないかと危惧している。また、精神障害者を地域の医療ケアシステムの中に入れることに関しては、メンタルヘルスも含めた支援が可能なのかを懸念している。これから国の法律も含めて変わっていく中で、障害があってもなくても共生するということを実現いくためには、啓蒙活動など色々なことを積み重ねていくことが大事である。

(事務局) その他意見等があれば、10月末までに、メール、電話及びFAXにてお願いしたい。

以上